

○継続割引 【期間：平成28年4月1日～令和6年3月31日】  
(※平成30年4月1日から一部変更)

(1) 割引の対象 (前年度以前から継続して搬入がある場合。)

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物

(鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。)

(2) 割引の内容

規定量 (前年度搬入実績量の80%) を超えて搬入された量に対して、過去から継続搬入年数に応じて段階的に安い割引単価が適用され、5年目以降で最大30%割引相当の割引単価が適用されます。

なお、規定量以上の搬入実績がない場合には、継続年数は途切れます(※)のでご注意ください。

(※)やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(詳細は別添の運用基準をご覧ください。)

継続年数 <sup>(注)</sup>	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

(注) 継続年数：割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数  
(当該年度を含む。)

なお、平成29年度以前については、搬入実績があれば継続年数とみなします。

**【計算方法】**

処分料金 = 規定量 × 処分単価(定価) + 超過量 × 継続割引単価

※ 規定量：前年度搬入実績量の80%の量

超過量：当該年度に規定量を超過して搬入された量

(基点量超過割引が適用される量を除く。)

継続割引単価：処分単価(定価) × (1 - 割引率 / 100) ※100円未満切上げ